

サービス提供体制強化加算算定フローチャート

通所リハビリテーション

★サービス提供体制強化加算(Ⅰ)を算定する場合

Q1

介護職員総数のうち、介護福祉士が40%以上配置されていますか？

※職員の割合の算出に当たっては、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いること。

YES

NO → 非該当

Q2

利用定員超過減算及び人員欠如減算のいずれにも該当していませんか？

※運営規程に定められている利用定員を超えていたり、指定居宅サービス基準第111条に定める員数を配置していない場合は、算定不可。

YES

NO → 非該当

算定できます (要介護=12単位/回、要支援1=48単位/人・月、要支援2=96単位/人・月)

★サービス提供体制強化加算(Ⅱ)を算定する場合

Q1

指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち、3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていますか？

※職員の割合の算出に当たっては、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いること。

勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

「利用者に直接提供する職員」とは、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、看護職員又は介護職員として勤務する職員を指すものとする。なお、一時間以上二時間未満の通所リハビリテーションを算定する場合であって、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師がリハビリテーションを提供する場合にあっては、これらの職員も含むものとする。

YES

NO → 非該当

Q2

利用定員超過減算及び人員欠如減算のいずれにも該当していませんか？

※運営規程に定められている利用定員を超えていたり、指定居宅サービス基準第93条に定める員数を配置していない場合は、算定不可。

YES

NO → 非該当

算定できます (要介護=6単位/回、要支援1=24単位/人・月、要支援2=48単位/人・月)